

資 料

フランス法研究 2

フランス親権法の改正

——親権に関する2002年3月4日の法律第305号——

早稲田大学フランス法研究会

中村 紘一

色川 豪一

〔解 説〕	3 本法の内容
1 はじめに	4 おわりに
2 立法の背景	〔条文訳〕

〔解 説〕

1 はじめに

フランス親権法は、1970年6月4日の法律第459号⁽¹⁾（以下、1970年法）による全面的改正以降、1987年7月22日の法律第570号⁽²⁾（1987年法）、1993年1月8日の法律第22号⁽³⁾（1993年法）による改正を経て、①父母間の平等化②嫡出子と自然子の同一化③離婚・別居後の親権の共同行使の原則化④両親の合意の

(1) La loi n° 1970-459 du 4 juin 1970 relative à l'autorité parentale (*JO* 5 juin 1970)

(2) La loi n° 1987-570 du 22 juillet 1987 sur l'exercice de l'autorité parentale (*JO* 24 juillet 1987)

(3) La loi n° 1993-22 du 8 janvier 1993 modifiant le code civil relative à l'état civil, à la famille et aux droits de l'enfant et instituant le juge aux affaires familiales (*JO* 9 janvier 1993)

尊重という方向に変化してきた。

本法⁽⁴⁾は、これらの改正の延長線上に位置し、1970年法以来の改革を一定の到達点に至らせるものである。父母が婚姻している、いないにかかわらず、また、離婚・別居もしくは婚外共同生活の解消（あわせて離別（séparation）と呼ぶ）の前後を通じて、親権行使に関して共通の原則が適用されることが形式の上でも内容においても表明された。同時に、再構成家族の増加などの新たな状況に対応し、フランスが1990年に批准した子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）とのよりいっそうの調和を図るために、親権に関する様々な規定の見直しがなされた。

紙幅に限りがあるため、以下において主要な改正点を中心に紹介する。まず、立法の背景に触れ、次いで全21条からなる本法の内容を五つに分けて概観する。最後に、民法典第1編第9章「親権」の規定のうち、本法による改正に関わる条文の試訳を参考のため掲載する。

2 立法の背景

本法の提案者もまた、先行する家族法改正と同様に、家族のあり方の急激な変化への対応という問題意識を強調する。国民議会議に提出された法律委員会報告書⁽⁵⁾に引用されたいくつかの数字はその変化の一端を示している。現在フランスでは、毎年約30万人の子どもが婚姻外で生まれており、その割合は新生児の40%にまで上っている。30年前には5万人、6パーセントに過ぎなかった。今日では婚姻は子供を持つ前に経なければならない過程ではなくなっている⁽⁶⁾。1994年に婚姻外で生まれた子の3分の1以上はその出生前に父母により認知され、また、80%以上の子は生後1月以内に父親により認知されており（父親により最終的に認知される子もあわせると92%）、もはや自然子は特別な存在で

(4) La loi n° 2002-305 du 4 mars 2002 relative à l'autorité parentale (JO 5 mars 2002, p.4161)

(5) Rapport de M. DOLEZ au nom de la commission des lois de l'Assemblée nationale, Doc. Ass. nat., n° 3117, pp.7-8

(6) Lionel DOISNEAU, Panorama démographique de la France en 2000, *Données sociales 2002-2003 : La société française*, p.11 et s. 最近20年間の出生数は年70万人代で推移しているが、嫡出子の数は一貫して減りつづけ、それを補うかたちで自然子が増加している。ちなみにわが国の出生数のうち非嫡出子が占める割合は2000年で1.6%（19436人）である。

はなく、嫡出子に近いものとなっている。次に夫婦の関係を目を転じると、年間約28万件の婚姻に対して約12万件の離婚が言い渡されている。近年、婚姻数の減少に伴い離婚数の増加は頭打ちとなっているものの、もしこの離婚率が続くとしたならば、1999年に結婚したカップルの10組に4組は離婚することになる⁽⁷⁾。婚外共同生活の解消数はその性質上明らかでないが、1999年の自然子に対する親権行使の態様に関する請求は52,886件であり、年々増加している⁽⁸⁾。

1993年法は離婚後も親権が共同で行使されることを原則としたが、その理念は必ずしも十分に実現していない。1996年に行われた司法省の調査によると、離婚後、86%のケースでは母親のもとに子の居所が定められており、その多くは父母の合意によるものだが、父母がともに子の居所について争った場合には61%のケースで母親の請求が認められている。依然として母親には子の居所を、父親には2週に一度の週末と長期休暇の半分の面接交渉権（droit de visite et d'hébergement）を認めるというケースが大勢を占めている。母親と暮らしている子で毎週父親と会っているのはわずか10%、2週に一度が20%である。そして3分の1の子は父親とまったく関係を持たなくなってしまっているという。一方、離別とその後のカップル再形成の増加により、再構成家族（famille recomposée）⁽⁹⁾も無視できない存在となってきている。1994年に未成年の子のうち再構成家族で暮らす子の割合は4.6%、その両親が離別した子の2人に1人は少なくとも1人の継親をもっている。

このような状況を前にして、政府は親権規定を含めた家族法の広範な見直しに着手した。Élisabeth GUIGOU司法大臣とMartine AUBRY雇用・連帯大臣（いずれも当時）は、現代家族に関する著作を持つ社会学者のIrène THÉRYに対して変化する家族とその法的対応について検討することを求め、1998年6月に報告書⁽¹⁰⁾（以下、THÉRY報告書）が公刊された。同年7月にはFrançoise

(7) *Ibid.*

(8) *Annuaire statistique de la Justice*において1990年以降、Demande relative à l'exercice de l'autorité parentale ou droit de visite quant aux enfants naturelsという項目に集計されている数。1990年は14,906件、1995年は35,322件であった。

(9) 少なくともパートナーの一方が先に解消された婚姻または婚外共同生活における子どもを有する家族のこと。英語圏ではstep familyなどと呼ばれる。浅野素女『フランス家族事情』（岩波書店、1995年）165頁以下は、「複合家族」という訳語をあてて再構成家族の実情をいくつかの事例を通して紹介している。

(10) Irène THÉRY, *Couple, filiation et parenté aujourd'hui ; Le droit face aux*

DEKEUWER-DÉFOSSEZを座長とする家族法改正に関する作業グループが設置され、専門家・民間団体からの約90回に及ぶ意見聴取を経て、翌年9月GIGOU司法大臣に対して条文形式での具体的な提案を含む報告書⁽¹¹⁾（以下、DEKEUWER-DÉFOSSEZ報告書）を提出した⁽¹²⁾。これらの報告書を受け、既に離婚給付、相続に関する改正が実現している。また、本法と同日付けの法律で子の姓の選択に関する改正もなされた⁽¹³⁾。

本法は社会党による議員提出法律案として2001年5月17日に国民議会で提出され、元老院との間を2往復した後、2001/2002年会期終了直前の2002年2月21日に可決成立した。

3 本法の内容

(1) 親権規定の体系的整備

これまで離婚後の子の処遇（親権行使の態様、子の常居所の決定など）については民法典第1編第6章「離婚」の286条～295条において「子に関する離婚の結果」として規定されていたが、これらの条文は「子に対する離婚の結果は本編第9章第1節の規定にしたがってこれを定める」と改正された286条を残して削除され、第9章「親権」第1節「子の身上に関する親権」に組み込まれた。移動にあたっては「夫婦」（époux）という語を「両親」（parents）に置き換える等の修正が施されている。このように子に関する問題を離婚から切り

mutations de la famille et de la vie privée, Paris, Edition odile jacob, La documentation française, 1998

(11) Françoise DEKEUWER-DÉFOSSEZ, *Renover le droit de la famille : Propositions pour un droit adapté aux réalités et aux aspirations de notre temps*, Paris, La documentation française, 1999

(12) このあたりの動きを紹介するものとして、力丸祥子「フランスにおける家族法改革の展開——わが国に対する示唆を含めて——」比較法雑誌33巻3号157頁以下（1999）

(13) これらの改正を紹介する文献として、松浦茂「離婚給付制度の改正」ジュリ1189号99頁（2000年）、林瑞枝「変わるフランスの家族法——生存配偶者の地位と婚外子の平等」女性空間19号29頁（2002年）、同「氏の継承と両性の平等——フランスの2002年法」時の法令1675号45頁（2002年）、門彬「家族に関する三つの議員立法成立」外国の立法213号176頁（2002年）がある。

離したうえで、子の法的状況（嫡出子か自然子か）あるいは親の法的状況（離別しているかないか）にかかわらず親権行使に関して共通の規定が適用されるという理念を形式上表現するような親権規定の整理が行われた。

まず「親権」の章の冒頭では親権の定義などの一般的な規定が置かれている（371条～371-5条）。今回の改正は、成年に達した子に対する養育義務を明文化する等この部分にも及んでいる（→（5））。続く第1款「親権の行使」（372条以下）に4つの下位区分（目（paragraphe））が新設された。第1目「一般原則」（372条～373-1条）は、両親の嫡出子または自然子に対する親権の行使について定めるいわば総則的規定である。第2目「離別した両親による親権の行使」（373-2条～373-2-5条）では、これまで「子に対する離婚の結果」として規定されていたものの一部と自然子に対する親権行使について定めていた旧374条の一部をあわせて、嫡出子、自然子を問わず、両親が離別した場合に適用される共通の規定が置かれている。第3目「家族事件裁判官の関与」（373-2-6条～373-2-13条）には、1993年法によって創設され、前身である婚姻事件裁判官よりも大幅にその管轄権限が拡大された家族事件裁判官が両親の離別が引き起こす問題に関わる場合の規定が集められた。第4目「第三者の関与」（373-3条～373-4-2条）では両親による親権行使が適切でないときに子が第三者に委ねられる場合について定めている。

（2）自然子に対する親権の共同行使の自動化

1970年法は自然子に対する親権行使について母親優先の原則を採用した⁽¹⁴⁾。父母の平等という理念よりも多くの自然子は母親が単独で養育しているという現実を優先したのである。1987年法は母親優先の原則を維持しつつも、両親の合意がある場合には後見裁判官への共同の申述（*déclaration conjointe*）によって親権を共同で行使することを可能にした⁽¹⁵⁾。さらに1993年法は、「自然子の両親が、ともに子が1歳の年齢に達する前に子を認知し、同時の認知または

(14) 父母の双方が自然「子を認知した場合には、親権は、全体として母が行使する」（旧374条2項）。ただし裁判所は、父のみが、または父母が共同で親権を行使することを定めることができた（同項但書）。

(15) 「親権は、両親がそれについての共同の申述をなす場合には、両親が共同でこれを行使することができる」（旧374条2項）。一般に後見裁判官はこの申述を拒否することはできないと解されていた。田中通裕『親権法の歴史と課題』（信山社、1993年）228頁

2番目の認知のときに共同で生活している場合には」共同の申述をまたずに自動的に親権は共同で行使されるものとした⁽¹⁶⁾。これにより親権行使についての嫡出子と自然子との同一化は大きく進んだ。その後のTHÉRY報告書は1970年法が前提としていた現実には先の数字が示すようにもはや有効性を持たないことを指摘し⁽¹⁷⁾、DEKEUWER-DÉFOSSEZ報告書も、親子関係を速やかに立証することで両親が親の職務を十分に果たすことを明確に表明している限り、共同生活の証明を待たずに自動的に親権は共同で行使されることを提案した⁽¹⁸⁾。

本法は、この同一化をさらに進め、親権行使の原則を定める372条1項から「両親が婚姻している場合には」という文言を削除し、嫡出子、自然子を問わず「父母は親権を共同で行使する」という「一般原則」を宣言した。この「一般原則」の下では自然子に対する親権の自動的共同行使に両親の共同生活は要求されない。そして例外的に自然子に対して親権が共同で行使されない場合として「父母の一方に対して親子関係が既に立証されている子の出生より1年以上後に他方に対して親子関係が立証されたとき」または「親子関係が2番目の親に対して裁判上宣言されたとき」を定め、これらの場合には先に親子関係が立証された親（条文では「父母の一方」となっているが実際にはほとんど母親であろう）が単独で親権を行使する（同条2項）。しかしその場合であっても大審裁判所主席書記への共同の申述により、または家族事件裁判官の判決に基づいて親権を共同で行使することができる（同条3項）。これまで自然子に対する親権行使について特に規定していた374条および共同生活の証明について定めていた372-1条は削除された。

（3） 離別後の親権の共同行使の実効性ないし親子の絆の確保

1993年法は離婚後の親権の共同行使の原則を定めたが、必ずしもその理念が実現していないことは前述した。本法はその原則を離別後にまで広げるとともに、その実効性を確保するための規定を設けている。まず373条は離別後の親権行使に関する原則を宣言する。すなわち「両親の離別は、親権行使の帰属の規定に対して影響を及ぼさず」（1項）、「父母のそれぞれは、子との人格的關係を維持し、子と他方の親との絆を尊重しなくてはならない」（2項）。また、両親の一方が居所を変更する際には、それが親権の行使の態様を変更する限

(16) この規定は親権行使の一般原則を定める旧372条に挿入された。

(17) THÉRY, *op.cit.* (note 10), p.191

(18) DEKEUWER-DÉFOSSEZ, *op.cit.* (note 11), p.80

り、事前かつ適切な時期にそのことを他方の親に伝えなければならない。転居について両親が合意に至らないときは、両親のいずれも家族事件裁判官に申し立てることができ、家族事件裁判官は、子の利益が要求することにしたがって裁判する。一方の親の転居に伴う経済的負担についても調整する（3項）。子どもとともに生活している親の転居によって他方の親が事実上親権を行使できなくなることがあり、それを意図した転居がなされることもある。これまでの裁判例には、母親が父親の住所から遠く離れたところへ父親の同意なく転居した場合に子の居所を父親に変更したもの⁽¹⁹⁾や反対に一方の親の転居は他方の親への居所の変更を正当化しないとすもの⁽²⁰⁾があり、女性の職業生活上の要請などを考えると解決の難しい問題であった。本法は、DEKEUWER-DÉFOSSEZ報告書のように⁽²¹⁾子どもと生活している親が転居する際に他方の親の同意までは要求せず、転居について知らせることで話し合いの機会を与えるにとどめ、まともな場合に裁判官が子の利益にしたがって解決するという立場をとった。

例外的に、「子の利益が命じる場合には」一方の親による単独行使が裁判官によって定められるが、その場合であっても面接交渉権や「子の養育及び育成を監督する権利及び義務」が他方の親に留保されることはこれまで通りである（373-2-1条）。

家族事件裁判官は、子の利益を守り、親権の共同行使の実を挙げるために様々なかたちで関与することが求められる。家族事件裁判官は、「子とその両親のそれぞれとの絆の維持の継続性および実効性の保証を可能にする措置をとることができ」（373-2-6条2項）、とりわけ、子と一方の親との関係を断ち切る子の国外への連れ出しを予防するために、「両親の許可なしにフランス領から子を連れ出すことを禁止する旨の両親の旅券への記載を命じることができ」（同条3項）。

1970年法以降、親権に関して両親の合意が認められる範囲は次第に拡大してきた（家族法の契約化）が、従来、裁判官に認可させることができる合意としては「夫婦の共同の請求に基づく離婚（*divorce sur demande conjointe des époux*）」において「子に対する離婚の諸結果」として離婚後の親権行使の態様などを定める合意のみが規定されており（230条、232条）、それ以外の場合

(19) Amien, 22 sept. 1999, *JCP éd G* 2000, IV, 2114

(20) Toulouse, 27 juin 2000, *Dr. fam.* 2000, comm. n°95, obs. P. MURAT

(21) DEKEUWER-DÉFOSSEZ, *op.cit.* (note 11), pp.85-86

では両親の合意は裁判における考慮事項の一つに過ぎなかった(旧290条)⁽²²⁾。本法に至り、親権行使の態様や養育費の分担について両親の合意がより広く認められ、両親は家族事件裁判官に申し立ててこの合意を認可させることができるようになった。裁判官は、合意が十分に子の利益を守っていないこと又は両親の同意が自由に与えられなかったことを確認しない限り、合意を認可する(373-2-7条)。離別後も親権を共同で行使していくためには両親の自発的な協力が不可欠であり、その合意はできるだけ尊重されなければならない。両親の間に合意が成立しない場合、または合意が十分に子の利益を確保していない場合にはじめて裁判という強制的な方法がとられることになる。両親の間に不一致がある場合でも「裁判官は当事者を勧解させるように努力する」(373-2-10条1項)。裁判官は自ら勧解を試みるだけでなく、「両親に調停の措置(mesure de médiation)を提案し、両親の同意を得た後に、調停の措置を行うために家事調停者(médiateur familial)を指定すること」もできる(同条2項)。この規定は、「家事調停(médiation familiale)」を利用することで家族に関する紛争の裁判外における解決を図るものである。家事調停は、「話しを聞き、感情を静め、それぞれの言い分をはっきりさせ、当事者を歩み寄らせることができるような解決案についての対話を再開させることを任務とする調停者という中立かつ有資格の第三者の守秘的関与により家族紛争の協議による解決を目指すプロセス」と定義される⁽²³⁾。1980年代後半に北米大陸よりケベックを経由してフランスに紹介された家事調停は、家族支援民間団体やソーシャルワーカー、一部の弁護士をその主な担い手としてフランス各地に広まっていった。やがて伝統的な司法による家族紛争の解決に限界を感じていた一部の裁判官は、新民事訴訟法典21条などを根拠として積極的に家事調停を活用しようと試み⁽²⁴⁾、これに言及する判決も現れるようになった⁽²⁵⁾。そして1995年2月8日

(22) ただし有責離婚や破綻離婚においても、裁判官は「夫婦が離婚の諸結果を、特に子に関して、合意によって協議で定めさせるように努力する」ものとされていた。(252-2条)

(23) Lucienne TOPOR, *La médiation familiale*, collection 《Que sais je》 n°2663, Paris, PUF, 1992, p.3 フランスの家事調停を紹介する文献には、小野義美「フランスにおける離婚合意援助システム」熊本法学72号1頁(1992年)、ブノア・バスタード、ローラ・カルディア＝ヴォネシュ(丸山茂 訳)「フランスにおける家族のメディエーション」神奈川大学評論22号56頁(1995年)、Anne Boigeol(村山真維 訳)「フランスにおける家事調停とその焦点」法社会学52号82頁(2000年)などがある。

の法律第125号は家事調停を含む調停一般と司法との制度的連携の枠組みを定め、続いて1996年7月22日のデクレ第652号は新民事訴訟法典中に裁判上の調停についての規定を新設した⁽²⁶⁾。本法はさらに民法典中においても「家事調停」を家族紛争を解決する一つの方法として明文で位置付けたのである。家事調停の利用はあくまで任意でなければならないが、両親の同意が得られない場合でも、「裁判官は、この措置の目的及び進行について両親に情報を与える家事調停者と面会することを両親に命じることができる」（同条3項）。

子の居所について、合意または裁判により、「両親のそれぞれの住所に交互に、又は両親の一方の住所に定めることができる」（373-2-9条1項）。裁判官は、試験的に「交互居所（résidence en alternance）」を命じることでもできるし、それを受けて最終的に子の居所を「交互居所」として定めることもできる（同条2項）。1987年法により離婚後の親権の共同行使が明文上認められる前には、一定の期間ごとに父母のそれぞれが交代で子の監護を有することを裁判官が決定することで親権単独行使の原則の緩和を図る「交互監護（garde alternée）」が試みられていた⁽²⁷⁾。80年代の初頭にはこの方法を承認する裁判例も現れたが、破毀院はこれを拒否した⁽²⁸⁾。親権行使を観念化（dématisation）⁽²⁹⁾させた1987年法の立法過程において交互監護の余地を残

(24) 例えばツールズ大審裁判所での試みについて、Alain GIRTOT, *Médiation familiale : une autre logique pour le juge*, in Annie BABU et al., *Médiation familiale : regards croisés et perspectives*, Ramonville Saint-Agne, Edition Erès, 1997, p.137 et s.

(25) TGI Argentant, 23 juin 1988 et La Rochelle, 17 févr. 1988, *D.* 1989. 411 note C. LIENHARD

(26) 1995年法および1996年デクレについて、垣内秀介「勸解・調停の促進——裁判所の組織ならびに民事、刑事および行政手続に関する1995年2月8日の法律第125号（第21条—第26条）、裁判上の勸解および調停に関する1996年7月22日のデクレ第652号、勸解人に関する1978年3月20日のデクレ第381号を変更する1996年12月13日のデクレ第1091号（立法紹介）」日仏法学22号（2000年）

(27) この監護の形態は当時の287条（「未成年の子の監護は、その者の利益にしたがって夫婦の一方又は他方に委ねる。（後略）」）のもとでも成り立つ余地があった。田中・前掲書178頁

(28) Civ. 2^e, 2 mai 1984 : *D.* 1985. I.R. 171, obs. A BÉNABENT ; *JCP éd G* 1985, II, 20412, note A. DEKEUWER

(29) 滝沢聿代「親権の共同行使——親権の行使に関する1987年7月22日の法律第570号」日仏法学16号108頁参照

すことが議論されたが、根強い抵抗を受け、監護者という概念を「子が常居所を有するところの親」という表現に置き換えるにとどまり⁽³⁰⁾、それは1993年法でも引き継がれた。だが「子の常居所 (résidence habituelle)」という概念は、「子が常居所を有するところの親」——多くは母親——が「主要な親 (parent principal)」であり、そうでない親——多くは父親——は「二次的な親 (parent secondaire)」であるという印象をしばしば与え、親権の共同行使の趣旨を没却させるという批判がなされていた。本法により「子の常居所」は親権法から追放され、子の居所のあり方の選択肢に交互居所が加わった。ただし法はその具体的な方法までは定めていないのであり、ケースごとに様々な現実的条件を考慮して、両親の合意により、必要な場合には家事調停を活用して、詳細かつ柔軟に取り決めることが必要となる。

373-2-11条は親権行使の態様について裁判する際の考慮事項を列挙している。1, 2 および 5号は旧290条を引き継いだものであるが、新たに「鑑定の結果」(4号)と「自らの義務を果たし、他方の親の権利を尊重する両親のそれぞれの適性 (aptitude)」(3号)が加えられた。後者はアメリカの立法例を参考にしたものであり⁽³¹⁾、前述の373条などが課している義務の履行と両親の協力を間接的に促すことが期待されている。

(4) 第三者に関する規定

家族のあり方が変化するなかで両親以外の第三者(主に祖父母や継親)が子どもの成長に果たす役割は増大しており、DEKEUWER-DÉFOSSEZ報告書は彼らに適切な地位を与えることを提案していた⁽³²⁾。本法はその提案を部分的に受け入れ、第三者に関する規定の見直しがなされた。

旧372-4条1項は「父母は、重大な理由がある場合を除いて、子とその祖父母との人格的關係 (relations personnelles) を妨げることができない」と祖父母の面接交渉権 (droit de visite)⁽³³⁾を定めていたが、本法はこの条文を子が権

(30) 田中・前掲書223-224頁

(31) アメリカの多くの州では単独監護者の決定にあたって「子どもと非監護者とのつながりを尊重する親を子どもの利益にかなう監護者と推定する原則」(フレンドリー・ペアレント・ルールと呼ばれる)が採用されている。山口亮子「アメリカにおける離婚後の単独監護者決定基準の変遷——子どもの最善の利益考察を基にして——(1)」上智法学40巻3号113頁(1996年)参照。

(32) DEKEUWER-DÉFOSSEZ, *op.cit.* (note 11), p.88 et s.

利の主体となるかたち書き直し、「子は、その尊属との人格の関係を維持する権利を有する。重大な理由のみが、この権利を妨げることができる」とした。また旧2項は「例外的な状況を考慮して」家族事件裁判官は祖父母以外の第三者に対して通信又は訪問の権利を与えることができるとしていたが、本法は要件を緩和し、子の利益に適うならば家族事件裁判官は第三者と子との関係の態様を定めるとした。

親以外の第三者が親権行使の態様、子の養育および育成の分担、認可された合意の条項および親権の行使に関する裁判の補充・変更につき直接申立てをすることはできないが、検察官に申立てを促すことができる（373-2-8条、373-2-13条）⁽³⁴⁾。新設された「第4目 第三者の関与」には、例外的に子が第三者に委ねられた場合の規定がまとめられている。

第三者に対する親権の委譲を柔軟化するために「第3款 親権の委譲」中の規定も改正された。父母は、「状況がそれを要求するときには」、自ら裁判官に申立てをすることによって親権行使の全部または一部を、家族の構成員、信頼に値する近親、児童の引き取りにつき認可された施設又は県の児童社会援助機関に委譲することができる（377条1項）。「明白な不利益がある場合、又は両親が親権の全部又は一部を行使することができない場合には」子を引取った個人・機関の申立てにより強制的な委譲がなされることもある（同条2項）。全面的な委譲以外にも「子の育成上の必要のために、父母又はその一方が被委譲者である第三者（le tiers délégataire）と親権行使の全部又は一部を分担する（partager）ことを」判決により定めることができるようになった（377-1条2項）。これにより子の育成への両親と第三者（主に再構成家族における継親）との協働が法的に可能になった。委譲者と被委譲者による親権の分担行使（l'exercice partagé de l'autorité parentale）により困難が生じた場合、当事者は裁判官の判断を仰ぐことができる。裁判官は親権行使の態様について言い渡す際の考慮事項を定めた373-2-11条にしたがって裁判する（377-1条3項）。父母による子の返還請求が棄却されたときは判決確定後1年間は新たに請求できないと定めていた377-2条3項は削除された。

(33) フランスにおける面接交渉権、とりわけ父母以外の者のそれについて、田中通裕「フランスにおける訪問権（droit de visite）——その権利主体の範囲と法的性質をめぐって——」法と政治32巻1号153頁（1981年）参照。

(34) 旧289条では申立権者は夫婦の一方、家族の構成員、検察官に限られていた。

(5) その他

「親権」の章の冒頭に置かれた親権の定義などの一般的規定は、一部の語句変更を除き1970年法以来手付かずであったが、今回、いくつかの改正がなされた。371-1条は親権の定義・目的等を定める。親権は、「子の利益を目的とする権利及び義務の総体であり（1項）、「子をその安全、その健康及びその精神において保護するために、並びにその育成を確保し、その成長を可能にするために、その人格に与えられるべき尊重において（dans le respect dû à sa personne）、子の成年又は解放まで、父母に属する」（2項）。しかし親子は一方的な支配・従属関係ではなく、「両親は、子に関する決定に、その年齢及びその成熟度に応じて、子を関与させる」（3項）。これらの規定は、子どもの権利条約の精神を親権概念に取り入れるものであり、それが1970年法が置き換えた父権（puissance paternelle）からもはや遠く離れた場所にあることを示している。

372-2条は子の養育義務について定める。これまで養育義務を一般的に定める規定は存在せず、嫡出子については「婚姻から生じる義務」として夫婦に養育義務を課す203条⁽³⁵⁾に、自然子については自然子の権利義務を定める334条1項⁽³⁶⁾（本法により削除）にその根拠が求められていた。同条2項は、養育「義務は、子が成年に達したとき、法律上当然に終了しない」として判例が認めてきた（主に学業継続中の）成年子に対する養育義務を明文化した。

旧373条は両親が親権の行使を失う4つの場合を列挙していたが、そのうち①親権の委譲（2号）②家族の遺棄による有罪判決（3号）③親権の一部または全部取り上げ（4号）、の3つが削除された。①は前述した委譲者と被委譲者による親権の分担行使の導入に伴うものであり（必ずしも親は親権の行使を失わない）、②は親権と養育義務とは必ずしも連動しないという理由、③は当然であり不要という理由による。残った1号からも「遠隔地滞在」という事由が外され、「無能力、生死不明又は他のすべての事由によってその意思を表明することができない父又は母は、親権の行使を剥奪される」という簡潔な条文になった。父母の一方が死亡し、または親権の行使を剥奪されている場合に

(35) 203条「夫婦はともに、婚姻の行為のみによって、その子を哺育し、養育し、育てる義務を締結する」

(36) 旧334条1項「自然子は、その父母との関係において、一般に嫡出子と同一の権利及び同一の義務を有する」

は、他方の親の単独行使となる（373-1条）。

このほか、民法典中に散在する「嫡出の (légitime)」や「嫡出子 (enfant légitime)」という語句が削除または置換されている。また、親権の共同行使を円滑にするために社会保障法および税法上の手当てがなされた。

本法の後半は、やや唐突に未成年売春等を禁止する刑法典の改正にあてられている。審議過程で挿入されたものだが、これについては割愛する。

4 おわりに

本法は、第1に、本稿の冒頭に記した4つの方向（①父母間の平等化②嫡出子と自然子の同一化③離婚・別居後の親権の共同行使の原則化④両親の合意の尊重）での親権法改正をいっそう推し進め、1970年法以来の改革を完成させるものである。嫡出子、自然子にかかわらず父母はその出生のときより平等に親権を行使し（①、②）、離別の前後を通じて親権の共同行使が原則であることが宣言され（②、③）、その実効性を確保するための具体的な規定が置かれた（①）。親権の行使にあたっては、たとえ紛争が生じても両親の合意ができる限り尊重され、合意形成のための仕組みも用意された（④）。そして形式の上でも内容においても2人の親が子の育成にかかわることが子の利益に適うという理念 (coparentalité) に貫かれた「親権の共通法」を定立した。第2に、再構成家族の増加という状況の中で、第三者、とりわけ時にcoparentalitéと矛盾することもある継親の存在をある程度まで認め、面接交渉権や親権の委譲において子の育成に関与する可能性を広げた。第3に、子どもの権利条約をより民法典に取り入れ、子どもの権利を軸にしてあるいは従来の規定を書き直し、あるいは新たな規定を加えた。

もちろん、いくつかの大胆な試みを含む本法により立法者が取り組んできた問題がすべて解決されるものではない。例えば、今のところ両親の合意形成を援助する家事調停サービスをどの裁判所でも利用できる状態ではなく、家事調停者の人材確保、養成、資格認定等の問題は残されたままである。また、「交互居所」が子の成長に与える影響についての追跡調査がなされる必要がある。親権の委譲者と被委譲者、とりわけ継親との親権の分担行使という事態

(37) 女性の権利及び男女間の機会平等のための国会議員代表による聴聞における Michel YAHIEL 社会福祉監察官の発言。(Rapport d'information de ROBIN-RODRIGO, Doc. Ass. nat, n°3111 (6 juin 2001), p.78)

(multiparentalité) が引き起こす困難をどのように解決するかは裁判官に委ねられている。司法、行政による「一種のアフターサービス (service après-vente)⁽³⁷⁾」を必要とする本法の今後の展開が注目される。

〔条文訳〕

民法典第1編第9章「親権」の規定のうち、
本法による改正に関わる条文の試訳

第1節 子の身上に関する親権

- 第371条** 子は、すべての年齢において、その父母に対して、敬意及び尊敬の義務を負う。
- 第371-1条** ①親権は、子の利益を目的とする権利及び義務の総体である。
②親権は、子をその安全、その健康及びその精神において保護するために、並びにその育成を確保し、その成長を可能にするために、その人格に与えられるべき尊重において (dans le respect dû à sa personne)、子の成年又は解放まで、父母に属する。
③両親は、子に関する決定に、その年齢及びその成熟度に応じて、子を関与させる。
- 第371-2条** ①両親のそれぞれは、その資力、他方の親の資力及び子の必要に比例して、子の養育及び育成を分担する。
②この義務は、子が成年に達したとき、法律上当然に終了しない。
- 第371-3条** 子は、父母の許可なしに家族の家を去ることができない。子は、法律が定める必要の場合でなければ、その家から引き離すことができない。
- 第371-4条** ①子は、その尊属との人格的關係 (relations personnelles) を維持する権利を有する。重大な理由のみが、この権利を妨げることができる。
②子の利益がそのようなものである場合、家族事件裁判官は、血族又は血族でない第三者と子との関係の態様を定める。
- 第371-5条** 子は兄弟姉妹から離されてはならない。但し、それが可能でないとき又は子の利益がこれと異なる解決を命じるときはこの限りでない。必要な場合には、裁判官は兄弟姉妹間の人格的關係について裁判する。

第1款 親権の行使

第1目 一般原則

- 第372条** ①父母は親権を共同で行使する。
②但し、父母の一方に対して親子関係が既に立証されている子の出生より1年以上後に他方に対して親子関係が立証されたときには、依然として父母の一方のみが親権の行使を与えられる。親子関係が2番目

の親に対して裁判上宣言されたときも同様である。

③前項の規定にかかわらず、親権は、大審裁判所主席書記の面前で父母の共同の申述がある場合、又は家族事件裁判官の裁判に基づき、これを共同で行使することができる。

第372-2条 両親のそれぞれは、善意の第三者に対しては、単独で子の身上に関して親権の日常的行為を行うときも、他方との一致をもって行為するものとみなされる。

第373条 無能力、生死不明又は他のすべての事由によってその意思を表明することができない父又は母は、親権の行使を剥奪される。

第373-1条 父母の一方が死亡し、又は親権の行使を剥奪されている場合には、他方が単独で親権を行使する。

第2目 離別した両親による親権の行使

第373-2条 ①両親の離別は、親権行使の帰属の規定に対して影響を及ぼさない。

②父母のそれぞれは、子との人格的關係を維持し、子と他方の親との絆 (lien) を尊重しなくてはならない。

③両親の一方の居所のあらゆる変更は、それが親権の行使の態様を変更する限り、事前かつ適時の他方の親の情報 (information préalable et en temps utile de l'autre parent) の対象でなければならない。不一致がある場合には、親は (le parent le plus diligent) 家族事件裁判官に申立て、家族事件裁判官は、子の利益が要求することにしたがって裁判する。裁判官は、移動費用を割り当て、それに応じて子の養育及び育成への分担額を調整する。

第373-2-1条 ①子の利益がそれを命じる場合には、裁判官は両親の一方に親権の行使を委ねることができる。

②訪問及び宿泊の権利は、重大な理由によってしか他方の親に対して拒否することができない。

③この親は、子の養育及び育成を監督する権利及び義務を保持する。その者は子の生活に関する重要な選択について情報を与えられなければならない。その者は第371-2条によって課せられる義務を遵守しなければならない。

第373-2-2条 ①両親の間又は両親と子との間に離別があった場合には、子の養育及び育成の分担は、場合により、両親の一方から他方に又は子が委ねられた者に支払われる扶養定期金の形式をとる。

②この扶養定期金の態様及び保証は、第373-2-7条に定める認可された合意により、それがなくときは判決により定める。

③この定期金は、その全部又は一部について、子のために向けられた費用の直接負担の形式をとることができる。

④この定期金は、その全部又は一部について、使用权及び居住権の形

式で支払うことができる。

第373-2-3条 扶養定期金は、債務者の財産の構成がそれに適合するときには、その全部又は一部について、認可された合意又は裁判官が定める扶養定期金の態様及び保証の下で、スライド制の定期金を代わりに子に与える任に当たる認可を受けた機関の手中への一定額の現金の支払い、用益権としての財産の委付又は収入を生じる財産の充当をもって置き換えることができる。

第373-2-4条 必要がある場合には、とりわけ扶養定期金の形式の下に補足の分与を後に請求することができる。

第373-2-5条 自己の必要に自ら備えることができない成年の子の負担を主として引き受ける親は、他方の親に対して、子の養育及び育成の分担をその者に支払うことを請求することができる。この分担が、その全部又は一部について、子の手中へ支払われることを、裁判官が決定し、又は両親が合意することができる。

第3目 家族事件裁判官の関与

第373-2-6条 ①家族事件を付託される大審裁判所裁判官は、未成年の子の利益の保護を特別に監視しながら、本節の範囲でその者に委ねられる問題を解決する。

②裁判官は、子とその両親のそれぞれとの絆の維持の継続性および実効性の保証を可能にする措置をとることができる。

③とりわけ裁判官は、両親の許可なくフランス領から子を連れ出すことを禁止する旨の両親の旅券への記載を命じることができる。

第373-2-7条 ①両親は、親権行使の態様を定め、子の養育及び育成の分担を定める合意を認可させるために、家族事件裁判官に申立をすることができる。

②裁判官は、合意が十分に子の利益を守っていないこと又は両親の同意が自由に与えられなかったことを確認しない限り、合意を認可する。

第373-2-8条 同様に裁判官は、親権行使の態様について、並びに子の養育及び育成の分担について裁判するために、両親の一方又は検察官による申立を受けすることができる。検察官自身は血族又は血族でない第三者による申立を受けすることができる。

第373-2-9条 ①前2条の適用において、子の居所は、両親のそれぞれの住所に交互に、又は両親の一方の住所に定めることができる。

②両親の一方の請求により、又は子の居所の方法について両親の間に不一致がある場合には、裁判官は、その期間を定めた交互居所 (résidence en alternance) を仮に命じることができる。裁判官は、交互居所の最後に、両親のそれぞれの住所で交互の、又は両親の一方の住所での子の居所について最終的に裁判する。

第373-2-10条 ①不一致がある場合には、裁判官は当事者を勧解させるように努力す

る。

②裁判官は、親権の合意に基づく行使の両親による探求を促すために、両親に調停の措置 (mesure de médiation) を提案し、両親の同意を得た後に、調停の措置を行うために家事調停者 (médiateur familial) を指定することができる。

③裁判官は、この措置の目的及び進行について両親に情報を与える家事調停者と面会することを両親に命じることができる。

第373-2-11条 裁判官は、親権行使の態様について言い渡すとき、とりわけ以下のことを考慮する。

1. 両親が以前に従うことがあった慣行 (pratique) 又は両親が以前に締結した合意があればその合意
2. 第388-1条に定める条件において未成年の子によって表明された感情
3. 自らの義務を果たし、他方の親の権利を尊重する両親のそれぞれの適性 (aptitude)
4. とりわけ子の年齢を考慮して、場合により行われる鑑定の結果
5. 場合によりなされる、第373-2-12条に定める社会的調査及び反対調査において集められた情報

第373-2-12条 ①裁判官は、親権及び訪問権の行使の態様を定める、又は子を第三者に委ねるあらゆる裁判の前に、資格を有するすべての者に社会的調査を実施する任務を与えることができる。社会的調査は、家族の状況及び子が生活し、かつ、育てられる条件についての情報を集めることを目的とする。

②両親の一方が社会的調査の結論を争う場合には、その請求により、反対調査を命じることができる。

③社会的調査は、離婚事由についての弁論において利用することができない。

第373-2-13条 認可された合意に含まれる条項及び親権の行使に関する裁判は、裁判官が、両親の双方若しくは一方又は検察官の請求により、いつでも変更し、又は補充することができる。検察官自身は血族又は血族でない第三者による申立を受けることができる。

第4目 第三者の関与

第373-3条 ①両親の離別は、依然として親権を行使することができる父母の一方がその者に対して言い渡された判決の効果により親権の属性の一部の行使を剥奪されていたときでも、第373-1条に定める帰属を妨げない。

②裁判官は、例外的に、かつ、子の利益がそれを要求する場合、とりわけ両親の一方が親権の行使を剥奪されているときは、血族から優先的に選ばれた第三者に子を委ねることを決定することができる。裁判

官は、第373-2-8条及び第373-2-11条にしたがって申立を受け、裁判する。

③例外的な状況において、両親の離別後の親権行使の態様について裁判する家族事件裁判官は、両親の存命中であっても、親権を行使する両親のうち一方が死亡した場合に子が生存親に委ねられないことを決定することができる。この場合、裁判官は子が仮に委ねられる者を指定することができる。

第373-4条 ①子が第三者に委ねられたときは、親権は引き続き父母によって行使される。但し、子が委ねられた者は、その監督及び育成に関するあらゆる日常的行為を行う。

②家族事件裁判官は、子を仮に第三者に委ねて、その者が後見の開始を申請しなければならないことを決定することができる。

第373-5条 親権を行使することができる父も母もはや残らない場合には、後の第390条に述べるように、後見が開始する。

第374-1条 自然親子関係の立証について裁判する裁判所は、後見の設定を申請することを負担する第三者に子を仮に委ねることを決定することができる。

第374-2条 ①本章に定めるすべての場合において、管理すべき財産がないときでも、後見を開始させることができる。

②その場合には、後見は第10章に定める規則にしたがって設定される。

第2款 育成扶助（略）

第3款 親権の委譲

第376条 親権についてのいかなる放棄も、いかなる譲渡も、それが以下に定められる場合に判決によるのでなければ、効果を有することができない。

第376-1条 家族事件裁判官は、親権行使の態様若しくは未成年の子の育成について裁判することを求められるとき、又は子を第三者に委ねることを決定するときは、父母がその問題についてそれらの者の間で自由に締結した協定があればその協定（pacte）を考慮することができる。但し、それらの者の一方がその同意を撤回することをその者に許すような重大な理由を証明する場合には、この限りでない。

第377条 ①父母は、状況がそれを要求するときには、その親権行使の全部又は一部を、家族の構成員、信頼に値する近親、児童の引き取りにつき認可された施設又は県の児童社会援助機関に委譲するために、ともに又は個別に、裁判官に申立をすることができる。

②明らかに無関心である場合、又は両親が親権の全部又は一部を行使することができない場合には、子を引き取った個人、施設又は県の児童社会援助機関も同様に、親権行使を全部又は一部移譲させるために、

裁判官に申立をすることができる。

③本条が対象とするすべての場合において、訴訟手続きに両親を呼び出さなければならない。当該子が育成扶助の措置の対象となっているときは、委譲は、少年裁判官の意見を聞いた後でなければ、これを行うことができない。

第377-1条

①親権の全部又は一部の委譲は、家族事件裁判官によってなされる判決から生じる。

②但し、委譲の判決は、子の育成上の必要のために、父母又はその一方が被委譲者である第三者と親権行使の全部又は一部を分担する(partager)ことを定めることができる。分担は、両親の一方又は双方の合意を、それらの者が親権を行使する限り、必要とする。第372-2条の推定は、委譲者及び被委譲者によってなされた行為について適用される。

③裁判官は、親権の分担行使(l'exerice partagé de l'autorité parentale)が引き起こすことがある困難について、両親、その一方、被委譲者又は検察官のよる申立を受けることができる。裁判官は、第373-2-11条の規定にしたがって裁判する。

第377-2条

①委譲は、すべての場合において、新たな事情が証明される場合には、新たな判決によって終了し、又は移管することができる。

②子の返還が父母に認められる場合には、家族事件裁判官は、それらの者が困窮者でない場合には、養育費用の全部又は一部の償還をそれらの者の負担とする。

第377-3条

未成年者の養子縁組に同意する権利は、委譲されない。

訳出にあたっては、稲本洋之助ほか訳、法務大臣官房法制調査部編『フランス民法典(家族・相続関係)』(法曹会、1978年)、田中通裕『親権法の歴史と課題』(信山社、1993年)234頁以下を主に参考にした。

付記

本稿は、2002年度早稲田大学特定課題研究助成費(共同研究)(2002B-002)による研究成果の一部である。